

伊豆の国市ふるさと納税返礼品募集要領

1. 目的

ふるさと納税寄附金制度による本市への寄附促進と、地元特産品の販売促進又はPR、地元企業の活性化、交流人口の増加等の効果を図るため、寄附者に返礼品として提供する商品やサービス等を募集する。

2. 返礼品について

(1) 返礼品の要件

次の要件を全て満たす商品又はサービスであること。ただし、ふるさと納税の本来の目的を鑑み、市長が特別に認めた場合はその限りではない。

(ア) 商品の場合

- ①市内で生産、製造又は加工等が行われていること。もしくは、主として市内の原材料又は地域資源を活用していること。
- ②市のPR、地域ブランドの向上、産業振興又は観光振興に寄与する等の要素をもつものであること。
- ③受注後に速やかに返礼品を発送することが可能で、品質及び数量面で安定した供給ができるものであること。ただし、生鮮品等の期間が限定される商品の場合は提供期間内の適用とする。
- ④飲食物については、発送日から5日程度の消費又は賞味期限が保証されること。
※商品は単品以外に詰め合わせ等の複数品でもよい。
※電化製品、家具、貴金属、宝飾品等の資産性の高いものは除外する。

(イ) サービス提供の場合

- ①市内を主としたサービスが提供されること。
- ②市内の地域資源を利用していること。
- ③市の魅力を感じられるもので、市の産業振興又は観光振興に寄与するものであること。
- ④寄附者に対して、そのサービス提供を受けられることが分かるサービス利用券等を発行し、送付後1年程度の有効期限を設けることができること。
※サービス提供において他のサービスとの組み合わせによるパックプラン等は、原則として同一事業者による提供のみとする。
※サービス提供において取扱事業者は、サービスの提供に係る業務の全てを第三者に委託してはならない。
※サービスの提供において、天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、同額程度の代替品を提供すること。

(2) 返礼品の価格区分

寄附金額区分	返礼品価格	市負担額
7,000 円	2,100 円相当	返礼品価格＋実費送料
8,000 円	2,400 円相当	返礼品価格＋実費送料
9,000 円	2,700 円相当	返礼品価格＋実費送料
10,000 円	3,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
11,000 円	3,300 円相当	返礼品価格＋実費送料
12,000 円	3,600 円相当	返礼品価格＋実費送料
13,000 円	3,900 円相当	返礼品価格＋実費送料
14,000 円	4,200 円相当	返礼品価格＋実費送料
15,000 円	4,500 円相当	返礼品価格＋実費送料
16,000 円	4,800 円相当	返礼品価格＋実費送料
17,000 円	5,100 円相当	返礼品価格＋実費送料
18,000 円	5,400 円相当	返礼品価格＋実費送料
19,000 円	5,700 円相当	返礼品価格＋実費送料
20,000 円	6,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
21,000 円	6,300 円相当	返礼品価格＋実費送料
22,000 円	6,600 円相当	返礼品価格＋実費送料
23,000 円	6,900 円相当	返礼品価格＋実費送料
24,000 円	7,200 円相当	返礼品価格＋実費送料
25,000 円	7,500 円相当	返礼品価格＋実費送料
26,000 円	7,800 円相当	返礼品価格＋実費送料
27,000 円	8,100 円相当	返礼品価格＋実費送料
28,000 円	8,400 円相当	返礼品価格＋実費送料
29,000 円	8,700 円相当	返礼品価格＋実費送料
30,000 円	9,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
31,000 円	9,300 円相当	返礼品価格＋実費送料
32,000 円	9,600 円相当	返礼品価格＋実費送料
33,000 円	9,900 円相当	返礼品価格＋実費送料
34,000 円	10,200 円相当	返礼品価格＋実費送料
35,000 円	10,500 円相当	返礼品価格＋実費送料
36,000 円	10,800 円相当	返礼品価格＋実費送料
37,000 円	11,100 円相当	返礼品価格＋実費送料
38,000 円	11,400 円相当	返礼品価格＋実費送料
39,000 円	11,700 円相当	返礼品価格＋実費送料

40,000 円	12,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
41,000 円	12,300 円相当	返礼品価格＋実費送料
42,000 円	12,600 円相当	返礼品価格＋実費送料
43,000 円	12,900 円相当	返礼品価格＋実費送料
44,000 円	13,200 円相当	返礼品価格＋実費送料
45,000 円	13,500 円相当	返礼品価格＋実費送料
46,000 円	13,800 円相当	返礼品価格＋実費送料
47,000 円	14,100 円相当	返礼品価格＋実費送料
48,000 円	14,400 円相当	返礼品価格＋実費送料
49,000 円	14,700 円相当	返礼品価格＋実費送料
50,000 円	15,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
55,000 円	16,500 円相当	返礼品価格＋実費送料
60,000 円	18,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
65,000 円	19,500 円相当	返礼品価格＋実費送料
70,000 円	21,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
75,000 円	22,500 円相当	返礼品価格＋実費送料
80,000 円	24,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
85,000 円	25,500 円相当	返礼品価格＋実費送料
90,000 円	27,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
95,000 円	28,500 円相当	返礼品価格＋実費送料
100,000 円	30,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
110,000 円	33,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
120,000 円	36,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
130,000 円	39,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
140,000 円	42,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
150,000 円	45,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
160,000 円	48,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
170,000 円	51,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
180,000 円	54,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
190,000 円	57,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
200,000 円	60,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
210,000 円	63,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
220,000 円	66,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
230,000 円	69,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
240,000 円	72,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
250,000 円	75,000 円相当	返礼品価格＋実費送料

260,000 円	78,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
270,000 円	81,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
280,000 円	84,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
290,000 円	87,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
300,000 円	90,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
310,000 円	93,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
320,000 円	96,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
330,000 円	99,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
340,000 円	102,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
350,000 円	105,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
360,000 円	108,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
370,000 円	111,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
380,000 円	114,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
390,000 円	117,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
400,000 円	120,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
410,000 円	123,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
420,000 円	126,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
430,000 円	129,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
440,000 円	132,000 円相当	返礼品価格＋実費送料
450,000 円	135,000 円相当	返礼品価格＋実費送料

※市が取扱事業者に対して負担する額は表の通りとする。

※実費送料とは、返礼品発送に係る基本配送料をいう。ただし、クール便で発送する必要があると認める返礼品は、クール便の料金も含む送料とする。

※ただし、市長が特別に認めた場合に限り、寄附金額450,000円を超える返礼品については、市が寄附金額の3割相当額と実費送料を負担する。

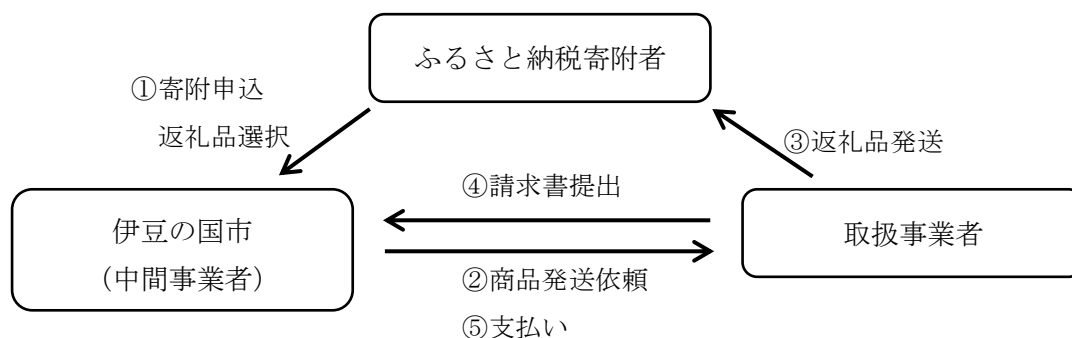
3. 取扱事業者の要件

以下の要件を全て満たす事業者であること。ただし、要件に適合しても市が適当でない判断した場合は、取扱事業者として認めないこととする。

- (1) 市内に事業所がある法人、団体又は個人事業者であること。ただし、市内の地域資源を活用した返礼品又はサービスを市内において提供する法人、団体又は個人事業者にあってはこの限りでない。
- (2) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員でないこと。

4. 返礼品提供の流れ

「ふるさと納税」とは、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという気持ちを表す寄附金のこと。ふるさと納税（寄附）をすることで、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。



※寄附金受領証明書などの書類は市が発送する。

5. 返礼品にかかる費用の請求手続き

(1) 商品発送の場合

下記の表のとおり商品の送付実績を集計し、送料分を合わせた「伊豆の国市ふるさと納税返礼品換金請求書」を提出する。送料の請求については、領収書等の送付先と送料が確認できる書類を添付すること。

(2) サービス提供の場合

下記の表のとおりサービス利用券等の送付実績を集計し、送料分を合わせた「伊豆の国市ふるさと納税返礼品換金請求書」を提出する。送料の請求については、領収書等の送付先と送料が確認できる書類を添付すること。

請求書提出期限	請求対象
毎月 15 日まで	前月の 16 日～末日 送付分
毎月末日まで	同月の 1 日～15 日 送付分

※市へ支払口座の登録がない場合は、初めに債権者登録申立書にて登録処理を行う。

この登録名義以外で請求する場合は変更届が必要となる。

※請求書の提出は遅れることのないよう留意する。

6. 応募・審査について

(1) 別紙「伊豆の国市ふるさと納税返礼品登録申請書」に必要事項を記入し、市へ提出する。申込みの際は、返礼品の写真データとサービス利用券等を発行する場合はその見本のデータを提出すること。

- (2) 審査は要件を踏まえて総合的に判断する。申請事業者には登録の可否を通知することとする。

7. その他留意事項

- (1) 取扱事業者は、返礼品に関して発送の遅延、品質及び発送又は提供過程での事故等の問題が発生した場合は「事故等報告書」により速やかに市へ報告すること。
- (2) 取扱事業者は返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯な対応と解決に努め、内容については「事故等報告書」により速やかに市へ報告すること。品質等による保証やクレーム対応について、原則として市は一切の責任を負わない。
- (3) 返礼品の発送に関して、調整が必要な場合は事業者が寄附者と直接やり取りをし、返戻等の問題が生じた場合は、再発送等の対応をとること。ただし、再送に係る費用は事業者負担とする。

この場合において、取扱事業者から受理した「事故等報告書」の内容を精査し、取扱事業者に過失がないと市長が認めた場合、原則として再発送に要する費用を1回に限り市が負担する

- (4) 返礼品を発送する場合は、佐川急便・ヤマト運輸・日本郵便等で商品の配送状況を確認できる郵送サービスを利用すること。なお、サービス利用券等を発送する場合は、配送の記録が残る方法を利用すること。
- (5) 返礼品を発送する場合は、送料を最小限に抑えること。
- (6) 返礼品の発送等に係る書類は、1年程度保管すること。
- (7) ふるさと納税ポータルサイト又はパンフレット等への返礼品の掲載については、市が掲載内容又は位置等を決定することを認めること。
- (8) 取扱事業者は登録した返礼品を変更・辞退する場合は「伊豆の国市ふるさと納税返礼品登録の辞退申請書」により速やかに市へ報告すること。
- (9) 個人情報 は返礼品の送付以外の目的では使用せず、適切な取扱いに十分に留意すること。
- (10) 発送する返礼品が飲食物で、次のいずれかに該当する場合は、発送時と同様の状態で市に提供すること。なお、提供については商品登録時とし、費用については事業者負担とする。

ア 冷凍配送で、解凍後加工せず食すもの

イ 賞味期限が5日以内のもの

【お問合せ先】

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 346-1

伊豆の国市役所 産業部 商工課

TEL 055-948-1415 FAX 055-948-2926

E-mail syoukou@city.izunokuni.shizuoka.jp